

富山県経済・文化長期ビジョン懇話会  
青年部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山県経済・文化長期ビジョン懇話会設置要綱第9条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する青年部会に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 青年部会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 富山県の長期ビジョンについて、若い世代の視点を踏まえた検討に関すること
- (2) その他青年部会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 青年部会は委員30名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、県内で勤務する者等のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、長期ビジョンの策定の日までとする。

(会議)

第6条 青年部会は、知事が招集する。

(役員)

第7条 青年部会に幹事を置く。

- 2 幹事は、知事が指名する。
- 3 幹事の中から、代表幹事及び副代表幹事を互選する。

(分科会)

第8条 青年部会に次の分科会を置く。

- (1) 第1分科会
- (2) 第2分科会

(事務局)

第9条 青年部会の事務局は、富山県知事政策局内に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、青年部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。